

茨城県在住の佐藤陽子と申します。犬猫の保護活動を続けて17年になります。平成15年からは委託業者として動物指導センターにて業務を行い、現在に至っております。

おもな業務内容は、犬、猫、カミツキガメ（最近増えています）等の回収、引き取り、収容期間中の清掃、給水給餌等の管理、収容期間3日間を過ぎた犬猫のガス室での致死処分、燃焼等となります。

保護活動家でありながら、この業務に携わることになった詳しい経緯説明はこの場では差し控えさせていただきますが、人間の身勝手により命絶たれる犬猫の最期を愛護の心で接したいと心がけて日々努力しております。

今回の案件は「動物取扱業の適正化」ということですが、動物取扱業関係者の方々にとりまして、私の提案、意見が皆様のお気持ちにそぐわない部分もでてくるかと存じます。

しかしながら、動物を愛する気持ちは相通ずるものと信じます。どうぞご理解下さいますようお願い申し上げます。

***深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討）**

深夜販売は全国的に販売を禁止すべきだと思います。犬猫の場合、その習性から考えても照明の下、深夜に人目にさらされることは大きな負担になります。

***販売時間（展示時間や休息时间等の具体的数値規制の検討）**

展示時間帯は10時～19時までが望ましいかと考えます。その月齢により休息時間を考慮し、細やかなタイムテーブルを作ってほしいです。

子犬、子猫の幼齢期には性格形成上、大切な時期といわれます。その間の世話を充実させることは重要かと思えます。

<具体的数値案 7～8時間展示する場合、その間2回、計1時間の休息>

***移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討）**

犬猫の場合は特にストレスを与えることとなりますので、禁止すべきだと思います。また、購入後のトラブル対策面でも問題が生じます。

***インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討）**

命をインターネットで取引することは全面禁止をお願いしたいです。

輸送面から考えても、心身面の負担が大きいことはあきらかです。

***犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討）**

約8週を過ぎてからの販売が望ましいかと思います。生後母体と過ごす日数は性格形成上、健康維持のためにも重要ポイントです。2回混合ワクチン接種後であれば安心かと思います。その間に動物病院と関わり健康管理も行える点も利点となります。

***繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討）**

年1回、5才までの繁殖が限界かと思います。5才を過ぎる頃には母体は弱り、歯もボロボロになります。

ただし、繁殖犬猫のその後をどう扱うのが問題となります。個体識別（マイクロチップ）をしたうえ、終生飼育をする体制作りこそが何より重要です。

***飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）**

ケージのサイズはその犬種により異なりますが、少なくとも歩き回るスペース、体を自由に動かせる空間が必要です。

また、ケージを段重ねにするケースが多くみられますが、頭上に他の犬のケージがある場合は強いストレスを感じます。この点も考慮しなければならないと思います。

.....

動物取扱業が国家試験などのライセンス制になれば、ペット流通の大本となる業者の皆様には、心身ともに健康な動物を世に送り出す、なお一層の責任と誇りを感じていただけることと思います。

そして、生態や歴史、遺伝病その他の専門知識を備えたエキスパートが行える業種にしてほしいと考えます。

以上、私の立場からの意見、提案とさせていただきます。



ウジ虫がわいている状況。
水も餌も満足に与えられて
いる様子はなかった。「不潔なケージ」

「亡くなっていた子猫」
子猫は衰弱死していた。

*某ブリーダーのケース

H21. 8 撮影



「皮膚病の犬達」
疥癬などの皮膚病の犬達は治療
もされぬまま、
体中の毛は抜け落ちていた。



佐藤 陽子

自己紹介:約17年前、犬を拾ったことをきっかけに犬猫ボランティアとして、保護をした犬猫の里親探し活動を開始。

平成15年度、17年度～現在まで、収容、処分を行う業務を請け負う業者の代表として勤務。

平成20年、「しっぽのなかま」(NPO法人)設立、代表理事として活動中。

資料1

飼い主の意識ですが、「ペットは家族」が深く浸透しつつある都会と各地方都市では大きな落差があると実感します。地方の場合、目を覆うばかりの事例に出会うことは日常茶飯事です。

この画像の老犬達は、いずれも飼い主自身が放棄した例です。最期の時が差し迫っているにもかかわらず、自らの手でセンターへ運んできました。

また、子犬の間だけ手元に置くけれど、成犬になったら手がかかるからと放棄する飼い主も少なくありません。

子犬、子猫を放棄する飼い主は、毎年のように繰り返しています。機会ある毎に不妊手術の啓発に努めていますが、追いつきません。

子猫は、出産ピーク時には一日に何回も処分を行う状況です。

不妊手術、適正飼養、愛護の精神の啓発効果がまったく期待できないこのような飼い主は一般の市民であり、決して特殊な例ではありません。このような人々に対してこのまま何の手だても講じずに、見過ごしていった許されるものではないと考えます。

各行政の改革が是非とも必要な時期にきており、そのためのマニュアル作りを急いでもらいたいと考えます。現行の動物愛護法三十五条「犬、猫の引き取りを所有者からもとめられたときは、これを自治体はひきとらなければならない」この一文のもと、犠牲になっている命達はあまりにも多くて悲惨です。

資料1



ある飼い主が二匹の老犬を放棄
14、5歳の犬は弱り切っていて
横たわったまま



真夏、飼い主によってセンターへ
二重のビニール袋に入れられて運
ばれたため、到着した時はすでに死亡



飼い主により放棄された
老犬、収容直後に死亡



出産ピーク期には、特に多数の子猫が
収容処分される



子犬の放棄を繰り返す飼い主は後
を絶たない